

「都市と地方の財政力格差是正論」への反論

平成 25 年 11 月
東 京 都

はじめに

今後、我が国が直面する少子高齢化、人口減少の中で、社会保障制度を持続可能なものとしていくことを目的として、社会保障・税一体改革法に基づき、平成 26 年 4 月から消費税率の引上げが実施されることになった。

この一体改革法には地方税制に関し、平成 20 年度税制改正において、**税制の抜本的改革までの暫定措置という条件で導入された「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（いわゆる「法人事業税の暫定措置）」**の見直しを行うことが明記されている。

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)第 7 条第 5 号) (抄)

地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、**税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。**
- ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

先般、総務省の地方財政審議会に設置された検討会が発表した「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）」では、「**法人事業税の暫定措置継続**」や「**法人住民税の一部を国税化して、交付税原資とする**」という提言がなされている。

しかしながら、地方間の財政力格差の是正を名目に、地方自治体の課税権や受益と負担の関係を無視して都市の財源を地方に回しても、真の地方の自立にはつながらない。

この冊子は、今後、山場を迎える地方税財政制度の見直しの議論にあたり、東京都の基本的な考え方を取りまとめたものである。

目 次

1 法人事業税の暫定措置は、当初の約束どおり撤廃し、地方税として復元すべき (P 1)

- ◇国が三位一体改革の名のもとに地方交付税等総額を削減したことが、地方の困窮を招いた
- ◇国は、地方財政の困窮は、都市と地方の財政力格差に原因があると主張し、法人事業税の暫定措置を導入した
- ◇法人事業税の暫定措置は、受益と負担という地方税の原則に反し、地方自治を侵害するものである
- ◇法人事業税の暫定措置は、「税制の抜本的改革まで」という総理との約束で、国に協力してきたものであり、今回の消費税率の引上げに併せて、当然に撤廃されるべきである

2 「東京に税収が偏在しており、財政力格差の是正が必要」との主張は、多くの誤解によるものである (P 7) ～法人住民税の国税化・交付税原資化には反対～

- ◇地方税収の偏在度は、平成元年度の4.9倍が平成23年度には2.5倍となるなど、中長期的に縮小傾向にある
- ◇偏在性の小さい地方消費税が拡充されることにより、暫定措置を撤廃したとしても、税収の偏在度は暫定措置導入前の3倍を超える水準から、2.5倍を下回る水準まで改善される
- ◇地域間の税収格差を調整するのは、地方交付税の役割である
地方交付税による財政調整後の、東京都の人口1人当たりの一般財源は全国の平均以下である
- ◇地方税財政制度の議論は、短期間の税収動向のみをもって行うべきでない
- ◇今日の都財政の健全性は、国や地方に先駆けて行財政改革に取り組んできた成果によるものである
- ◇東京都には、地方消費税の増収を上回るだけの膨大な需要が存在している

◇財源超過額は都財政の実態を表すものではない

◇交付税算定上の財源超過額等の数値は、配分技術上の数字に過ぎず、税源偏在や財政力格差を表す指標足りえない

◇法人住民税を一部国税化することは、拡充すべき自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行する

3 国の成長戦略と連動しながら、日本経済の成長を牽引することが東京の使命 (P 25)

◇日本経済の再生には、経済の牽引役である東京の国際競争力を高め、より多くの富を生み出していくことが重要である

◇東京がその活力を高め、日本全体を牽引していくためには、取り組むべき課題が山積している

◇東京への投資は、ひとり東京だけが利益を受けるものではなく、その効果は全国に波及する

◇2020年東京オリンピック・パラリンピックは東京、そして、日本の更なる発展の起爆剤となるものである

4 目指すべき地方税財政制度改革の方向 (P 37) ～総体としての地方税財源の拡充こそが必要～

◇地方財政の財源不足は、地方間での財源の水平調整では解消しない

◇地方の真の自立には、自主財源である地方税の拡充が必要である

◇必要かつ十分な地方交付税の総額の確保が必要である

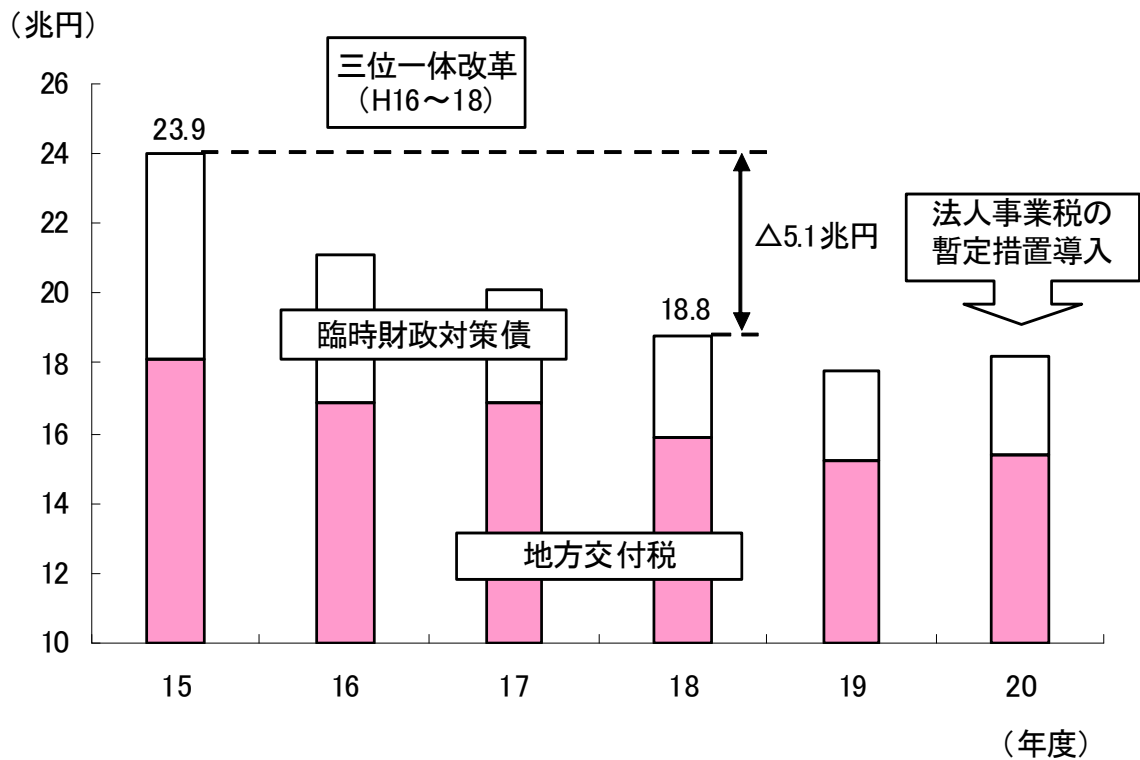
- 1 法人事業税の暫定措置は、当初の約束どおり撤廃し、地方税として復元すべき

〔暫定措置導入の背景①〕

国が三位一体改革の名のもとに地方交付税等総額を削減したことが、地方の困窮を招いた

- 国は、三位一体改革において、平成 16 年度からの 3 年間で、地方交付税等総額（地方交付税及び臨時財政対策債）を 5.1 兆円も削減し、地方財政に大きな打撃を与えた。

《地方交付税等総額（当初）の推移》

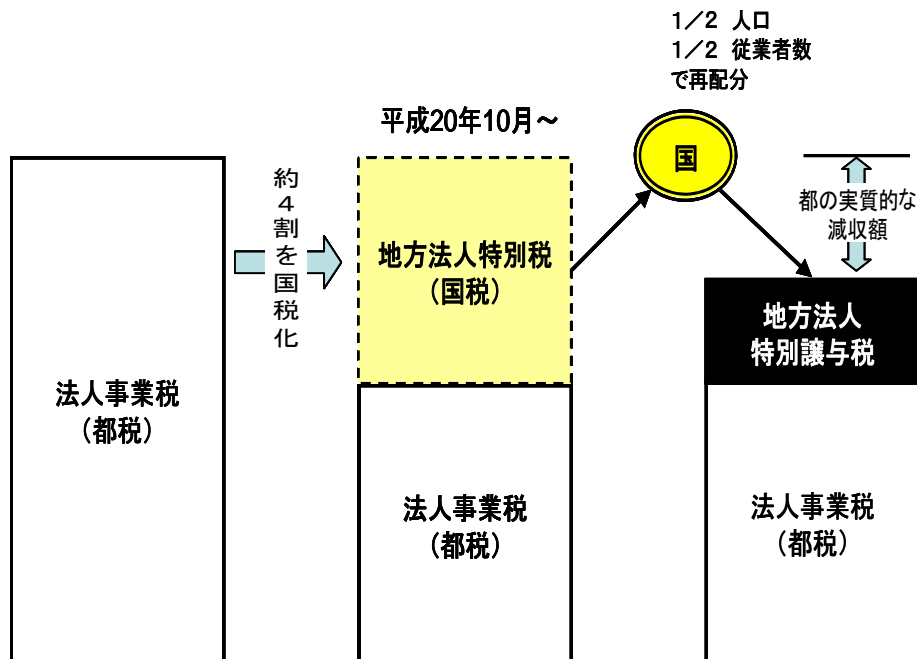


〔暫定措置導入の背景②〕

国は、地方財政の困窮は、都市と地方の財政力格差に原因があると主張し、法人事業税の暫定措置を導入した

- そもそも、全ての地方自治体が一定の行政水準を維持しうるよう交付税により財源を保障するのは国の責任であるが、国は、三位一体改革による地方財政の困窮は、都市と地方の財政力格差に原因があると主張し、その責任を回避した。
- 平成 20 年度税制改正において、地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を導入（法人事業税の暫定措置）した。

《法人事業税の暫定措置イメージ図》



- 法人事業税の暫定措置により、これまで東京都が奪われた財源は、累計約 8,000 億円にも及ぶ。

法人事業税の暫定措置は、受益と負担という地方税の原則に反し、地方自治を侵害するものである

○ 法人事業税の暫定措置は、以下の点で問題のある制度である。

問題点 1 地方税の原則に反する

地方税には、地方自治体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担すべきという応益性の原則がある。この点、暫定措置は、国税として徴収し、人口や従業者数といった課税根拠とは無関係な指標で税収が再配分されるため、**受益と負担の関係が分断されている**。

問題点 2 地方分権に逆行する

地方が課税権を有する法人事業税を国が取り上げて再配分することは、**企業誘致など自治体の地域活性化に向けたインセンティブを阻害するなど、地方税の充実を図るという地方分権の考え方に完全に逆行したものである**。

問題点 3 地方の意思を無視し、国が一方的に制度設計した

地方法人二税の国税化には 47 都道府県が一致して強く反対していたにもかかわらず、国が一方的に制度設計し、断行した。

《地方法人二税の国税化による税収格差の是正策に反対する緊急声明

(平成 19 年 11 月 30 日 全国知事会) 抜粋》

- ・平成 20 年度の予算編成及び税制改正において、地方法人二税の一部を国税として徴収し、それを再配分することなどにより、地域間の税収格差の是正を行うといった考え方が一部にある。
- ・しかし、これらの案は、地方の自立と分権型社会の構築のため、地方税の充実を図るという地方分権の基本的な考え方に全く逆行するものである。
- ・このような地方分権の方向に反する税制の改悪に対しては、47 都道府県の一一致した総意としてここに改めて強く反対の意を表明する。

法人事業税の暫定措置は、「税制の抜本的改革まで」という総理との約束で、国に協力してきたものであり、今回の消費税率の引上げに併せて、当然に撤廃されるべきである

- 法人事業税の暫定措置は当時の石原知事と福田総理との間で交わされた「税制の抜本的改革まで」という約束で導入されたものである。

《平成 19 年 12 月 11 日 石原知事のコメント（福田総理との会談について） 抜粋》

- ・ 今回の法人事業税の取り扱い、大都市の財源を理由なく地方に移転させるもので、地方分権に逆行するばかりでなく、税の原則に反し、都として納得できるものではない。
- ・ 地方財源の充実は小手先ではなく、消費税の税率引上げと地方の配分拡大という抜本的改革により行うべきである。
- ・ 今回総理が、首都東京の活力の増進が国の発展に不可欠との認識を示した上で、都の重要施策の実現について踏み込んだ提案をされたことは重要である。
- ・ これを踏まえ、今回の措置を税制の抜本改革までの暫定措置とすることを条件に、協力することとした。

《平成 20 年度与党税制改正大綱（平成 19 年 12 月 13 日自由民主党・公明党） 抜粋》

喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

- 消費税率の引上げと同時に暫定措置撤廃・法人事業税の復元を行わないことは、重大な信義則違反である。

2 「東京に税収が偏在しており、財政力格差の是正が必要」との主張は、多くの誤解によるものである
～法人住民税の国税化・交付税原資化には反対～

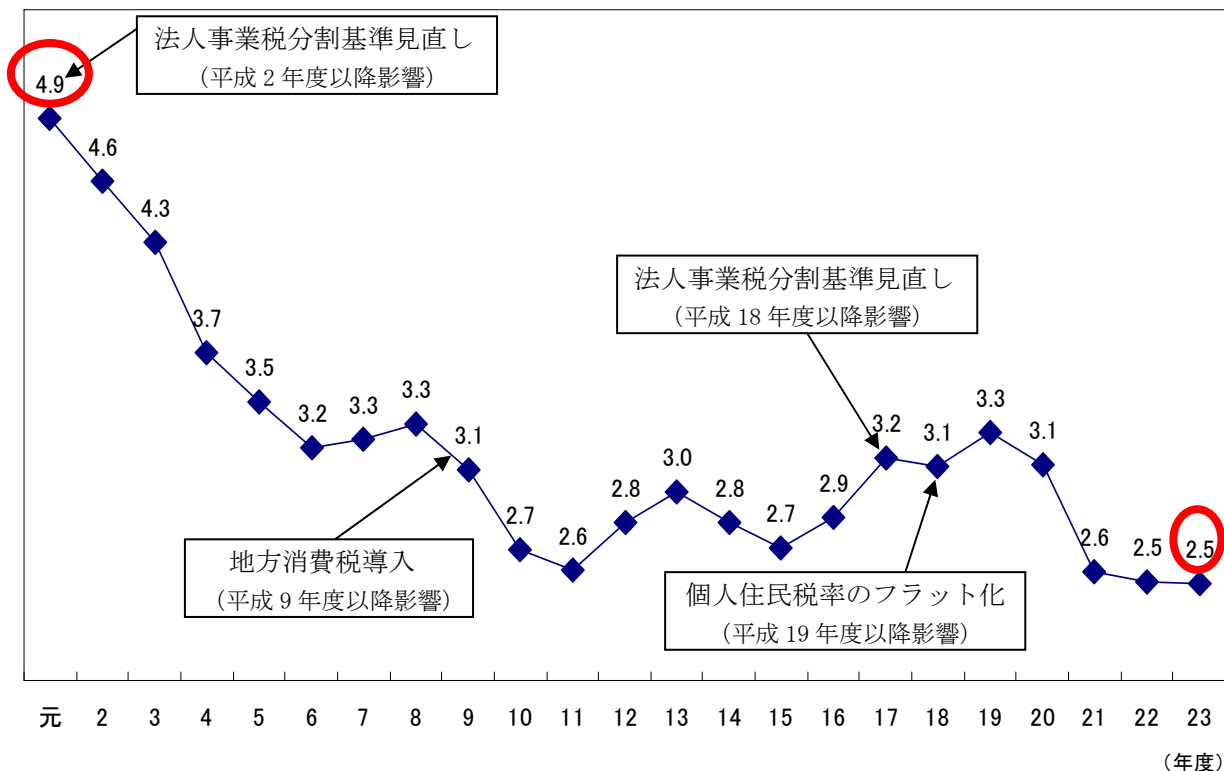
東京都は財政的に富裕であるとし、地域間の税源偏在や財政力格差の是正が必要だという意見があるが、これらは、物事を一面的に捉えた議論であり、都財政の実態などとはかけ離れたものである。

地方税収の偏在度は、平成元年度の4.9倍が平成23年度には2.5倍となるなど、中長期的に縮小傾向にある

- 地方税収の偏在度は、地方消費税の導入や個人住民税率のフラット化などにより、縮小傾向にある。
- 現状では、暫定措置導入時ほどの税収の偏在は存在していない。

《人口1人当たり税収額の偏在度の推移 最大（東京）／最小の倍数》

(倍率)



※税収額は道府県税であり、地方法人特別譲与税を含まない

偏在性の小さい地方消費税が拡充されることにより、暫定措置を撤廃したとしても、税収の偏在度は暫定措置導入前の3倍を超える水準から、2.5倍を下回る水準まで改善される

《地方消費税・消費税率の推移（消費税率相当）》

	現行	平成26年4月～	平成27年10月～
地方消費税	1%	1.7%	2.2%
消費税率	4%	6.3%	7.8%
合計	5%	8%	10%

偏在性の小さい地方消費税の拡充

《法人事業税の暫定措置導入判断時と地方消費税引上げ後における税収偏在の状況》

		17年度 (暫定措置 導入判断時)	23年度	暫定措置 撤廃・復元	地方消費税 引上げ(2.2%)
人口	最大(東京都)	219,360円	173,897円	202,679円	236,126円
1人当たり	最小(沖縄県)	69,347円	69,461円	76,515円	94,874円
道府県税収	最大/最小	3.16倍	2.50倍	2.65倍	2.49倍

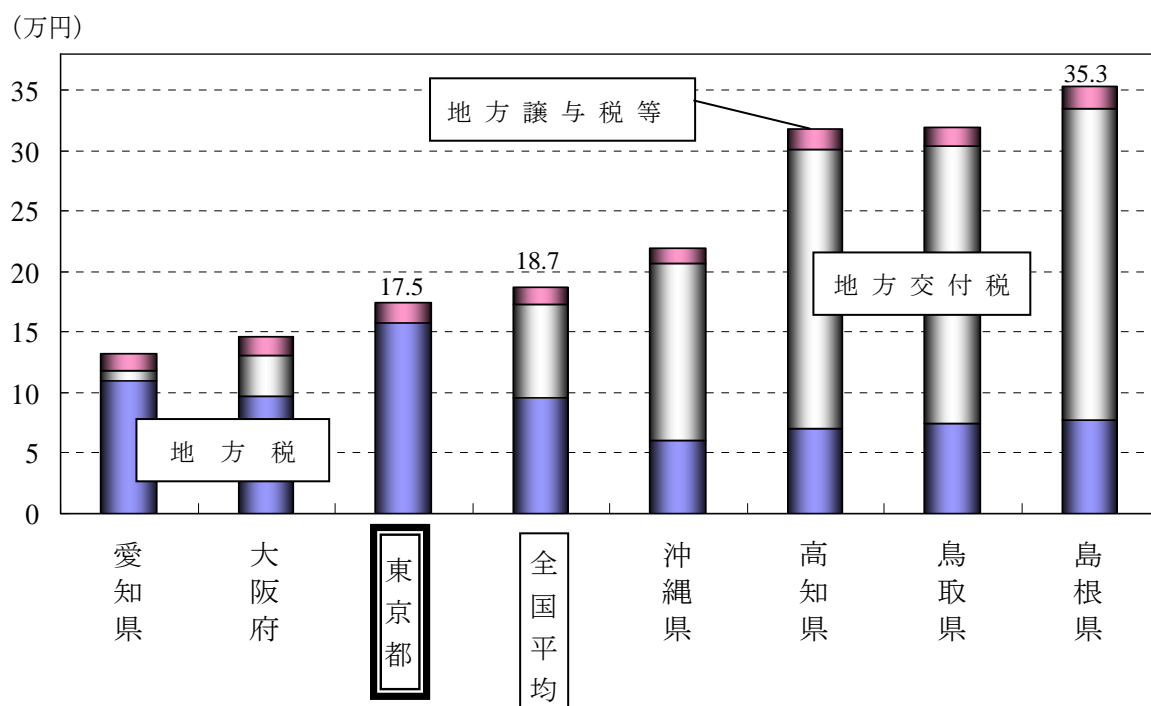
※人口1人当たり道府県税収は、各年度の「地方税に関する参考計数資料」による

※暫定措置撤廃・復元及び地方消費税引上げ後の税収は、23年度都道府県税決算見込調べ等に基づき、東京都が試算した

地域間の税収格差を調整するのは、地方交付税の役割である
 地方交付税による財政調整後の、東京都の人口1人当たりの一般財源
 は全国の平均以下である

- 税収の偏在は、地方交付税で調整を行うことが筋であり、既に地方交付税により、人口1人当たりの一般財源ベースでは、十分に調整がなされている。

《人口1人当たりの一般財源（平成23年度決算・都道府県）》

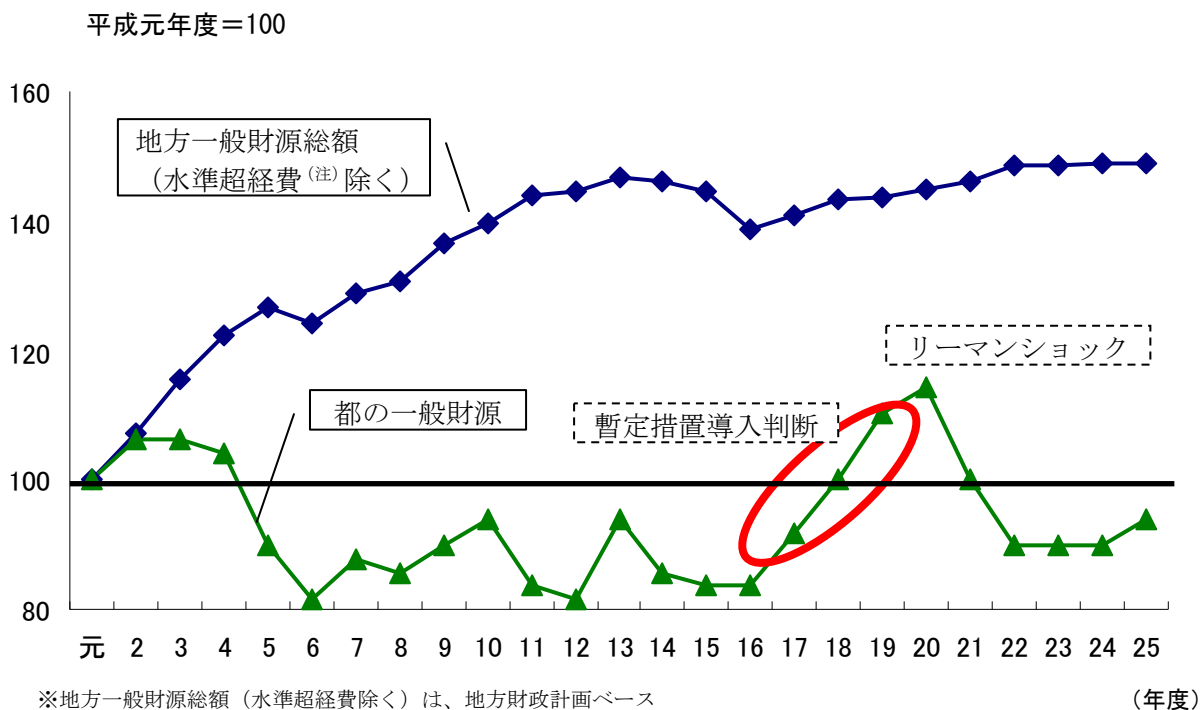


- 国税収入全体の約4割にあたる約17兆円（平成23年度）が東京都域からの収入であり、この一部が交付税原資となって地方に配分されるなど、東京の活力が地方を支えている。

地方税財政制度の議論は、短期間の税収動向のみをもって行うべきでない

- 法人事業税の暫定措置は、法人事業税の税収が上昇傾向にあった平成 17 年度から平成 19 年度の状況を見て導入された。
- しかしながら、東京都は、景気変動の影響によって年度間の税収の増減が激しい不安定な歳入構造にある上、地方交付税の不交付団体であるため、税収が減少局面にあっても、国による財源保障はなされない。
- 実際、平成 20 年のリーマンショック後には、地方の一般財源が安定的であったのに対し、東京都の一般財源は 1 年で 1 兆円も減少している。

《一般財源の推移》

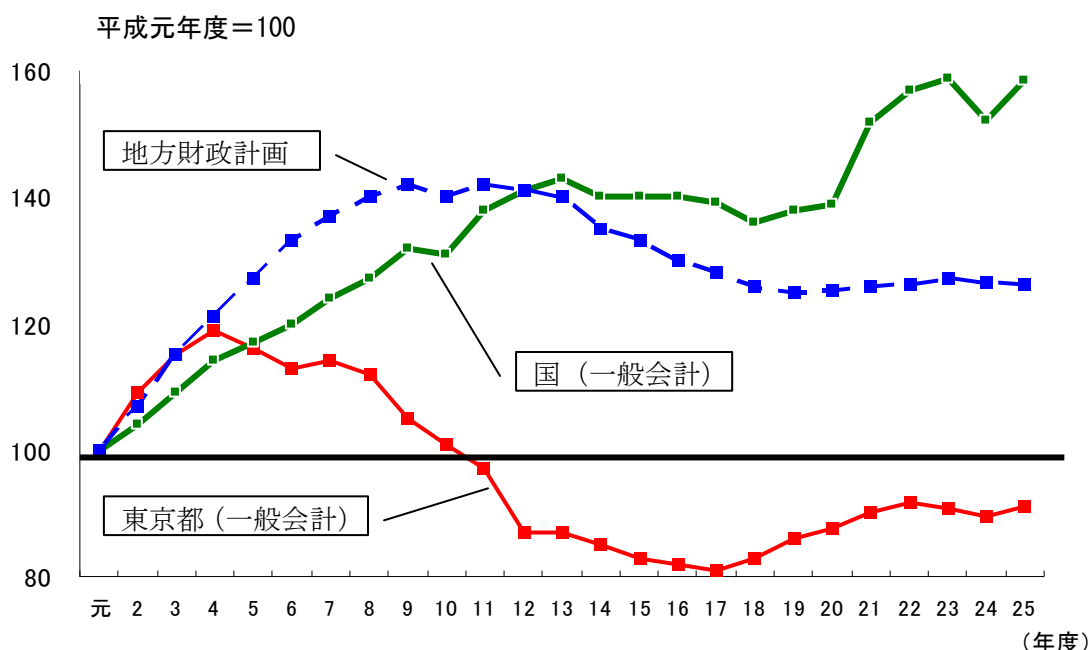


(注) 水準超経費とは、地方財政計画に計上されている地方交付税の不交付団体の標準的行政水準を超える必要経費

今日の都財政の健全性は、国や地方に先駆けて行財政改革に取り組んできた成果によるものである

- 東京都はバブル経済崩壊後、聖域なく施策を見直すなど、国や地方全体に比べて厳しい歳出削減に取り組んできた。
- また、財政再建を達成した後も、むやみに一般歳出を拡大することなく、税収が好調な時には、基金を積み立て、都債の発行を抑制するなど、財政基盤の強化に不断に努めてきた。

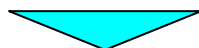
《一般歳出の推移》



- 一部には、「今後、景気回復により法人二税の税収増が見込まれることから、引き続き偏在是正措置が必要」との主張があるが、税財政の議論の際には、前提となる財政構造の違いや、これまでの改革努力などを十分踏まえるべきであり、景気循環の一局面だけを捉えて偏在是正の必要性を論ずるべきではない。

<国や全国知事会の検討組織での意見に対する反論>

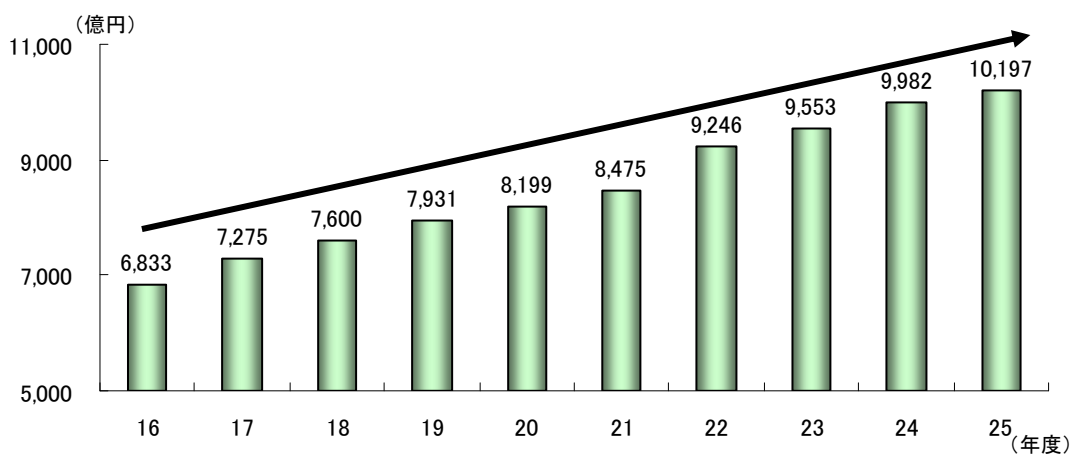
(意見) 今回の地方消費税の拡充による、東京都の増収額は社会保障給付費の増加額を上回り、財政力の格差が拡大するのではないか



(東京都の反論) 東京都には、地方消費税の増収を上回るだけの膨大な需要が存在している

- 東京都の福祉関係予算はこの10年間で1.5倍、年平均300億円のペースで増加している。

《東京都の福祉関係予算の推移》

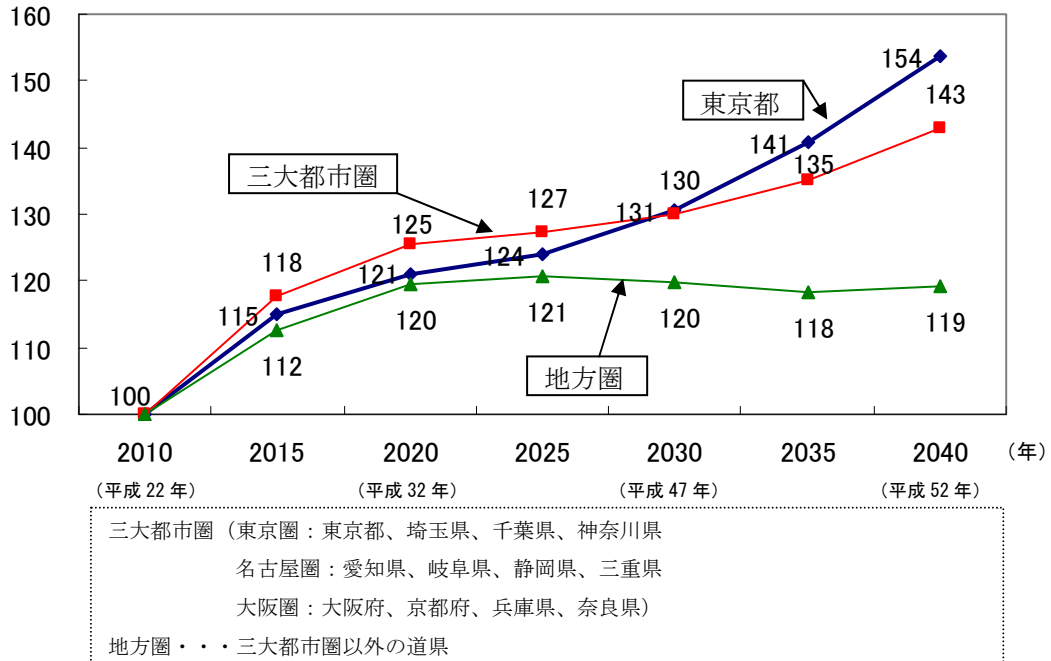


※東京都予算案の概要(目的別内訳「福祉と保健」)より作成

- 急速に進む少子高齢化などに伴い、この先も社会保障等に係る財政負担は大幅な増加が見込まれる。

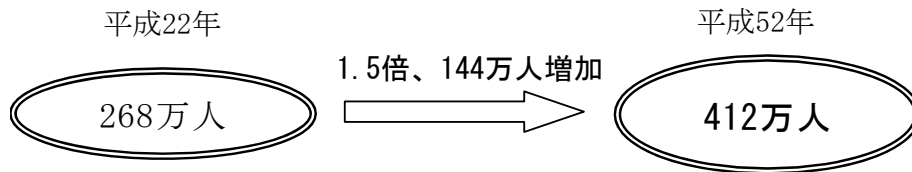
- 東京都の高齢者人口の増加率は、地方圏を大きく上回る。

《三大都市圏と地方圏の65歳以上人口推計（2010年=100）》

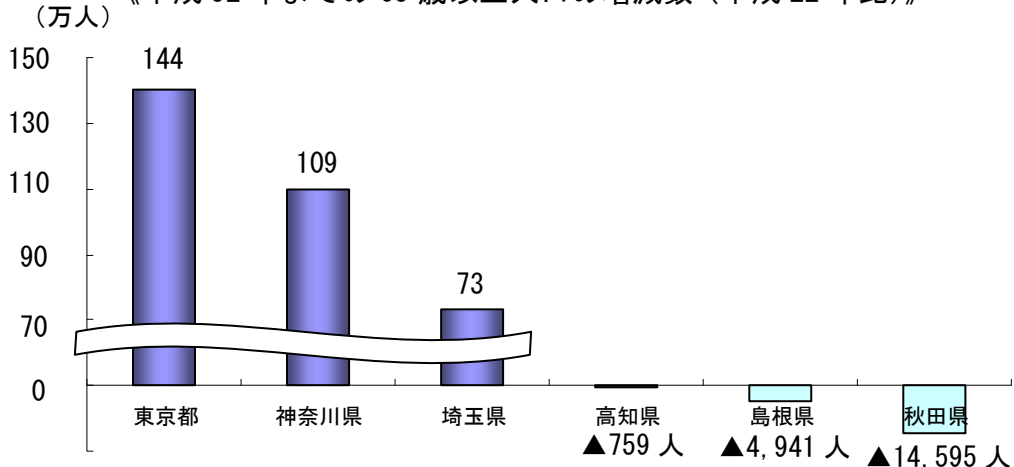


(出典)「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)より

- 東京都の高齢者人口は、平成22年の268万人が平成52年には412万人と144万人増加する見込みである。この増加数は、京都市（147万人）や川崎市（143万人）の総人口に匹敵するほどの規模である。



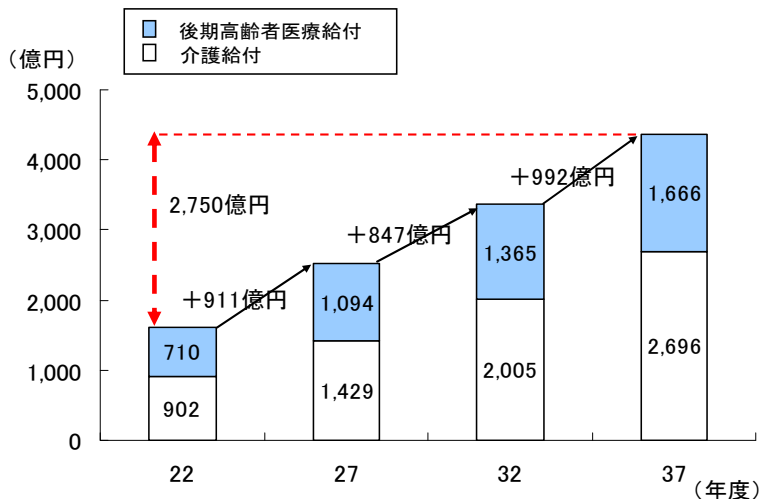
《平成52年までの65歳以上人口の増減数（平成22年比）》



(出典)「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)より

- 高齢者人口の増加により、介護給付等に係る負担は今後も増加が見込まれる。

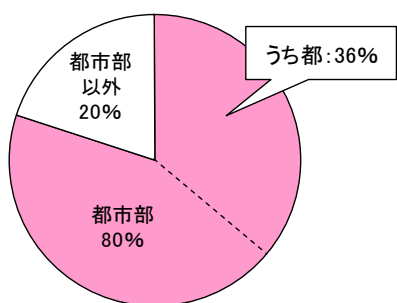
《介護保険・後期高齢者医療制度に係る東京都負担の将来推計》



※介護給付は「社会保障に係る給付費等の将来推計（平成24年3月）」（厚生労働省）に基づき試算
 ※後期高齢者医療給付は「医療費等の将来見通し及び財政影響試算（平成22年10月）」（厚生労働省）に基づき試算
 ※平成22年度は予算額

- 保育所入所待機児童は、都市部に集中しており、東京都が全国の約4割を占めている。今後も保育サービスの整備が必要である。

《待機児童数（平成25年4月1日現在）》



1	東京都	8,117人
2	沖縄県	1,777人
3	千葉県	964人
4	神奈川県	858人
5	福岡市	695人

※都市部は、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市及び中核市含む）及びその他の政令指定都市・中核市

（出典）「保育所関連状況取りまとめ（平成25年4月1日）」（厚生労働省）より

- 保育所、特別養護老人ホームなどの施設整備に必要な用地取得には、地方圏の10倍ものコストが必要となる。

	平均価格（円/m ² ）	平均指数
東京都	308,100	100
三大都市圏	110,403	35.8
地方圏	30,828	10.0

（出典）「平成24年都道府県地価調査」（国土交通省）より

(意見) 東京都には、交付税算定上の財源超過額があり、財政的に余裕があるのではないか

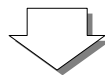


(東京都の反論) 財源超過額は都財政の実態を表すものではない

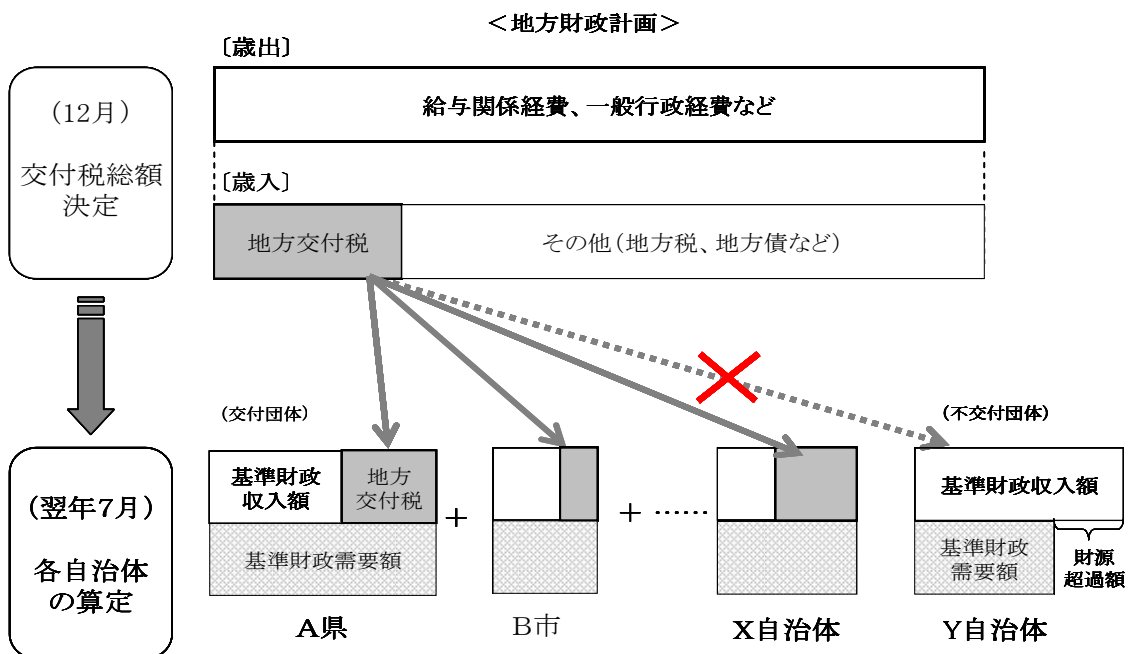
交付税算定上の財源超過額は、地方財政計画で決定された地方交付税等総額を、各自治体へ配分する過程で算定される配分技術上の数字に過ぎない

[交付税算定の流れ]

(12月) 総務省と財務省との折衝を経て、地方財政対策で地方交付税の総額が決定



(翌年7月) あらかじめ決められた総額と整合するよう様々な係数の調整がなされた上で、各自治体の基準財政需要額、基準財政収入額を算定



基準財政需要額の算定方法の変更などにより、東京都の財源超過額は都財政の実態から大きくかけ離れたものとなっている

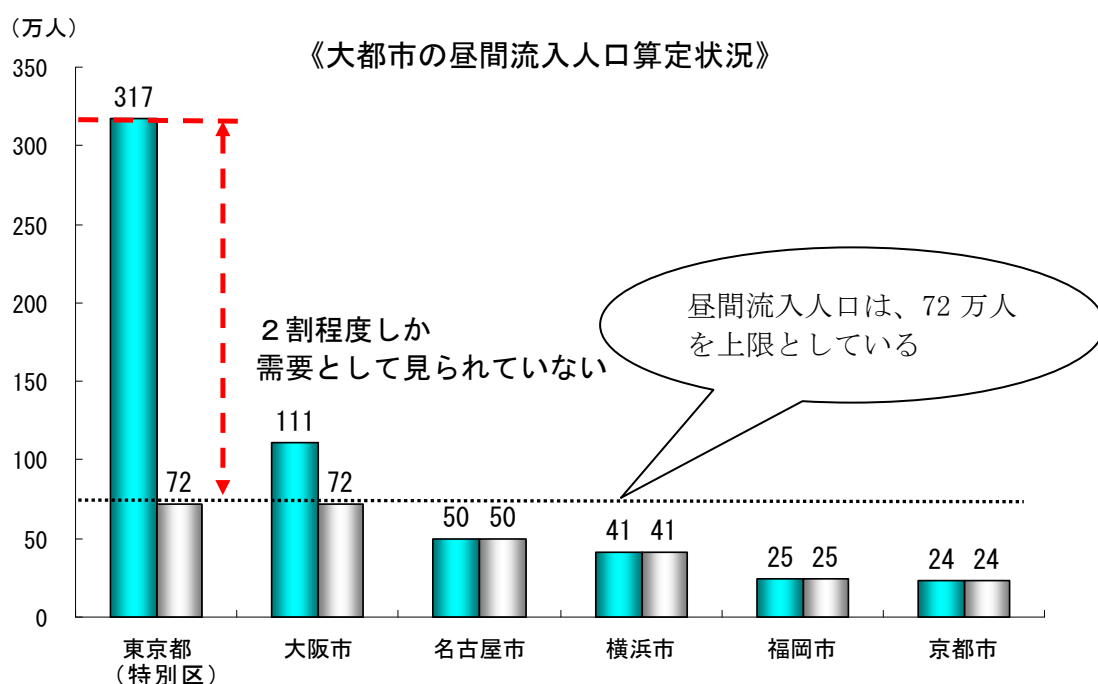
- (1) 大都市の財政需要が適切に反映されていない
- (2) 配分技術を重視した補正係数の見直しなど
- (3) 目的税収入に見合う需要が算定されていない



東京都の財源超過額が過大に演出されている

(1) 基準財政需要額の算定には、大都市の財政需要が適切に反映されていない

- 東京都では、算定に用いられる昼間流入人口の数値自体に割落としがかけられ、317万人の昼間流入人口が72万人に割り落とされている。
- 昼間流入人口などを割り落とさずに算定した場合、都（大都市分）の基準財政需要額は3,326億円以上の増額となることが見込まれる。
- これだけで、平成25年度の東京都の交付税算定上の財源超過額3,309億円を上回る。



(2) 近年、地方の財政需要を把握するというよりは、配分技術を重視した需要算定が行われている

○ 財政調整機能を強化することを目的として、補正係数の見直しなどが行われている。

① 段階補正の見直し（平成22年度復元額 700億円（全国ベース））

地方交付税を財政力の弱い市町村等に手厚く配分するため、標準団体（人口10万人）未満の市町村について段階補正^(注)の係数を引き上げている。

(注) 段階補正：人口規模などに応じたコスト差を反映させるためにするもの

《(例) 市町村分の保健衛生費段階補正係数比較》

測定単位 (万人)	平成21年度 A	平成22年度 B	増減 C=B-A
東京都(特別区) 849	0.871	0.842	△ 0.029
150	0.874	0.853	△ 0.021
50	0.891	0.878	△ 0.013
30	0.912	0.903	△ 0.009
標準団体 10	1.000	1.000	0.000
3	1.187	1.210	0.023
2	1.290	1.345	0.055
1.2	1.503	1.582	0.079
0.8	1.865	1.923	0.058
0.5	2.456	2.566	0.110
上限値	2.850	2.995	0.145

↑ 引下げ
↓ 引上げ

② 普通態容補正の見直し

平成21年度から平成22年度にかけて、都（大都市分）の地域振興費（人口）に係る普通態容補正^(注)の係数が大幅に引き下げられている。

その結果、地域振興費（人口）の基準財政需要額は全国と比べて大幅に減少している。

(注) 普通態容補正：都市規模の違いなどから生じる行政の質量差を反映させるためにするもの

《地域振興費（人口）に係る基準財政需要額比較》

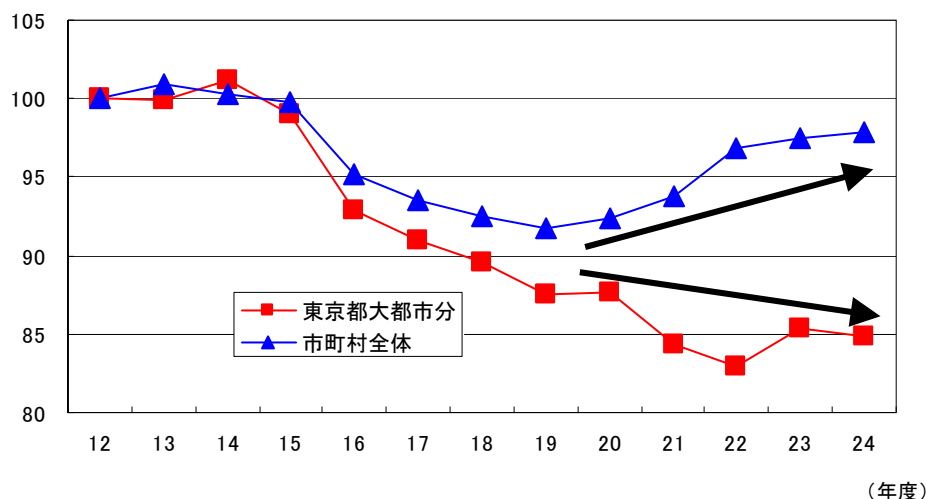
区分	平成21年度 A	平成22年度 B	増減額 C=B-A	増減率 D=C/A
東京都 (普通態容補正係数)	3,204億円 (32.014)	2,475億円 (21.212)	△ 729億円 (△10.802)	△ 22.8%
全国(都除く)	12,107億円	11,833億円	△ 274億円	△ 2.3%

全国と比較して
大幅な減少率

※全国分は市町村分の本算定による地域振興費（人口）の合計

- こうした補正係数の見直しなどが行われたことにより、都（大都市分）と市町村全体の基準財政需要額の算定動向には大きな差が生じている。

《1人当たり基準財政需要額の推移（市町村分、H12=100）》



※基準財政需要額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の額
 ※人口は、国勢調査を基準とした各年10月1日現在の推計人口

（3）都市特有の需要を賄うために課税している目的税収入に見合う需要算定がなされていない

- 目的税は、本来、個々の自治体の特定の財政需要を賄うための税財源である。
- このうち、事業所税^(注)については、人口・企業が集中し、都市環境の整備を必要とする都市的財政需要とそこに所在する事業所等との受益関係に着目して課税している。
 (注) 指定都市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的として課す税金（地方税法701条の30）
- こうした目的税収入を交付税制度上考慮することは、全国的に共通した財政需要に対して財源保障を行う交付税制度の趣旨になじまない。
- 基準財政収入額に事業所税を算入するのであれば、それに見合う需要額を算定すべきところ、事業所税の収入額に見合う需要算定とはなっていない。

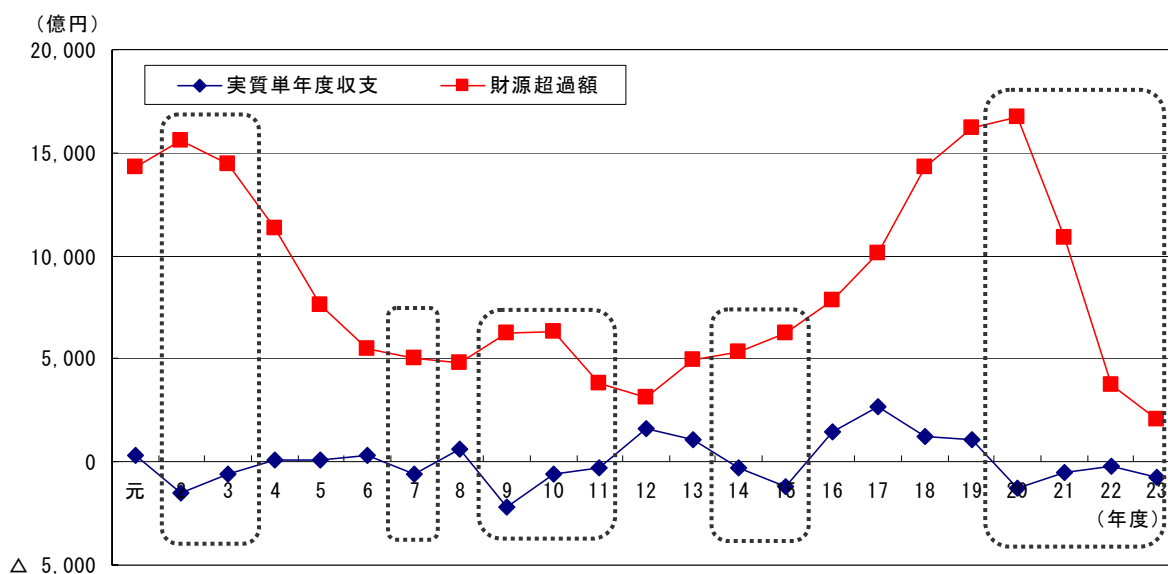
《東京都（大都市分）における事業所税の状況》

平成25年度基準財政収入額の算入額	710億円	
平成25年度基準財政需要額の割増額	445億円	算入率 62.7%

実質単年度収支が赤字で都財政が厳しい時でも、交付税算定上は巨額の財源超過額が算定されている

- 単年度収支から基金の積立や取崩などの実質的な黒字要素や赤字要素を控除した実質単年度収支と財源超過額の推移を比較すると、実質単年度収支が赤字で都財政が厳しい状況にある時でも、巨額の財源超過額が算定されている。

《東京都の実質単年度収支と財源超過額》



交付税算定上の財源超過額等の数値は、配分技術上の数字に過ぎず、税源偏在や財政力格差を表す指標足りえない

- 総務省の検討会報告書（案）では、基準財政需要額に対する財源超過額等の割合などを用いて、税源偏在・財政力格差を判断することが有効とされている。
- しかしながら、あらかじめ決定された地方交付税を配分するために、総務省が定めた基準に基づき算定された「基準財政需要額」や、その結果、出てくる「財源超過額」は配分技術上の数字に過ぎず、この二つの割合を算出したところで、税源偏在や財政力格差を表わす指標足りえないのは明らかである。

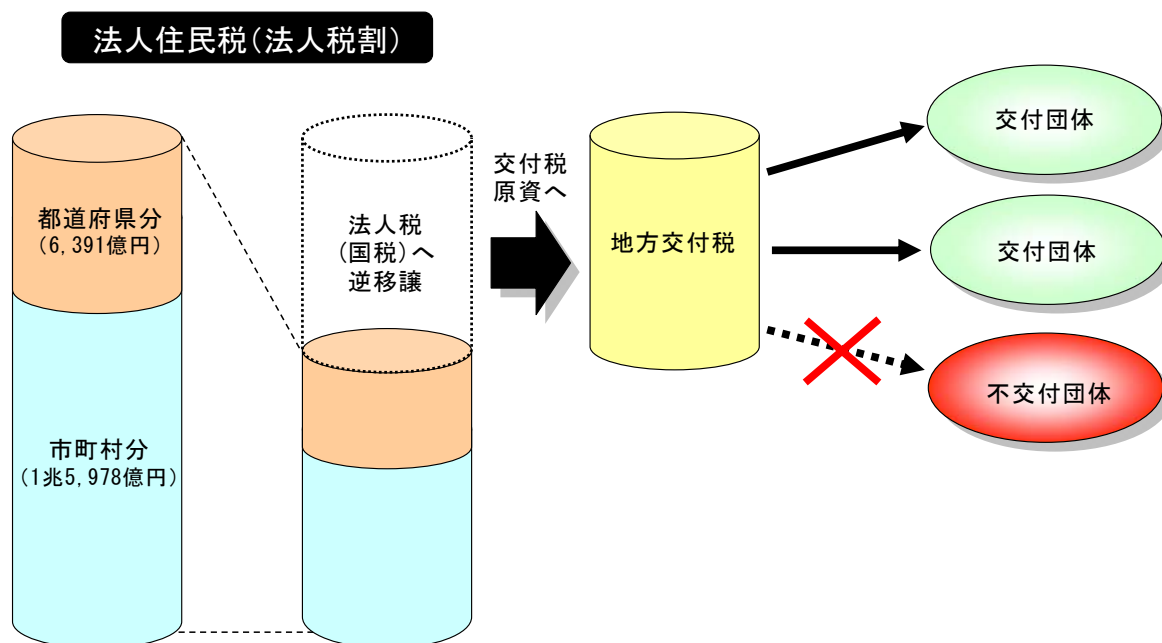
法人住民税を一部国税化することは、拡充すべき自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行する

- 国や全国知事会の検討会では、法人住民税の一部を国税化し、交付税原資化する案が提案されている。

《地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）（平成 25 年 10 月 30 日） 抜粋》

当検討会としては、税制抜本改革法第 7 条第 5 号ロの規定（「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」）に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべきであるとする。

《法人住民税の一部国税化・交付税原資化イメージ図》



※ () 内は全国における平成23年度の決算額であり、超過課税を含まない

問題点1 地方の財政自主権を切り崩すもの

- ・ 地方法人課税は、受益と負担という地方税の基本原則に基づき、法人に応分の負担を求めるものである。
- ・ 法人住民税は、都道府県だけでなく、**市町村の基幹税の一つ**であるという事実を無視し、この貴重な地方財源を、偏在是正の手段として国に逆移譲することには、合理性・正当性はなく、**将来にわたり地方の財政自主権を切り崩すもの**である。

問題点2 地方交付税への依存を高め、地方分権に大きく逆行するもの

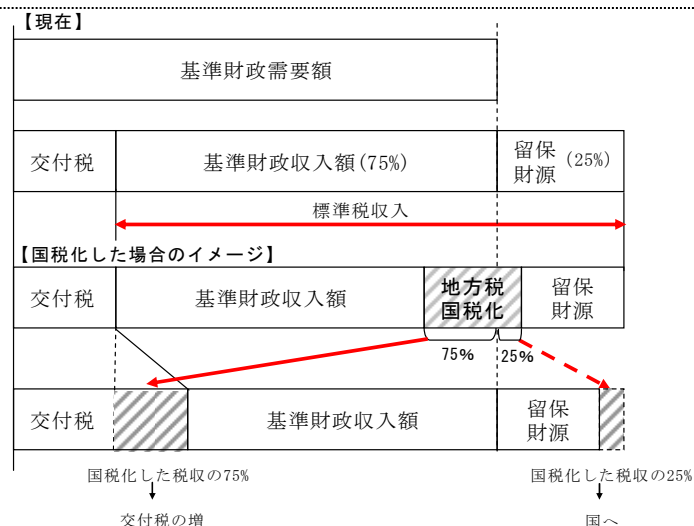
- ・ 地方の基幹税の国税化により、地方交付税への依存度が高まれば、地方の自律的な財政運営が阻害され、地方が自らの財源と責任に基づいて行財政運営を行うことができるように地方税の充実を図るといふ、地方分権の考え方に大きく逆行する。
- ・ また、本年6月政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」の中で示された、「不交付団体を拡大していく」といふ方針にも反する。

問題点3 交付税総額の増に繋がる保障はない

- ・ 地方交付税の総額は、総務省と財務省の折衝により決定されるものことから、**実際に交付税総額が増えるという保障はなく、結局、地方の財源が国の財政再建に用いられるだけ**となる恐れがある。

◇地方税を国税に逆移譲して交付税原資化することには、以下のような問題もある。

交付税の算定では、交付団体の収入が減った場合、その75%分が基準財政収入額の減となる。このため、基準財政需要額を一定とすれば、交付税の増は、国に逆移譲した額の75%分だけで、留保財源相当の25%分は国に召し上げられることになる。

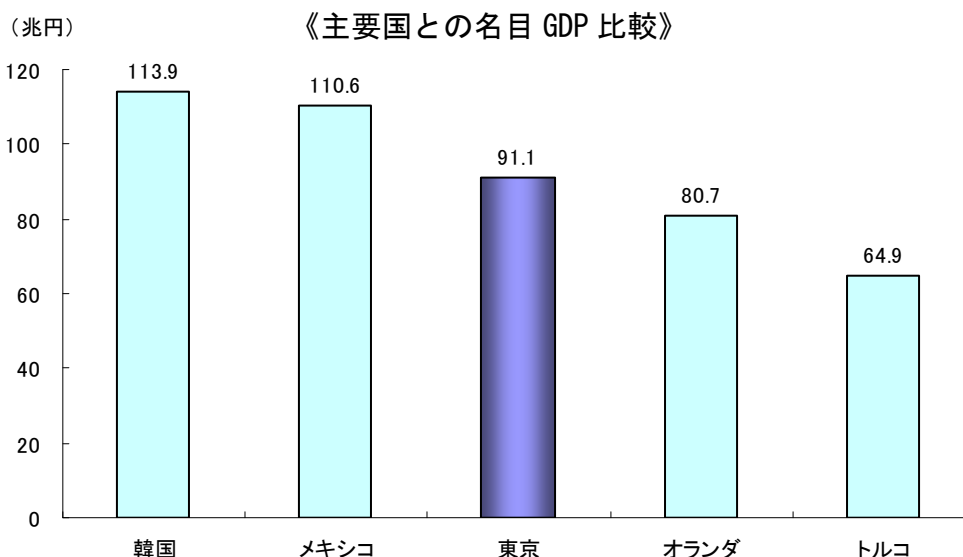


3 国の成長戦略と連動しながら、日本経済の成長を牽引することが東京の使命

- 経済のグローバル化が進展する中、一国の競争力は、国際的な都市間競争に打ち勝てる大都市を持ち、その大都市の成長を揺るぎないものにできるかどうかにかかっており、都市の持つ力がそのまま国家の盛衰を左右することになる。
- 東京は、日本を代表する都市として、2020年東京オリンピック・パラリンピックを推進力としながら、我が国の成長エンジンとしての役割を果たしていかなければならない。

日本経済の再生には、経済の牽引役である東京の国際競争力を高め、より多くの富を生み出していくことが重要である

- 名目GDPはメキシコやオランダとほぼ同規模であり、一つの国に匹敵する。

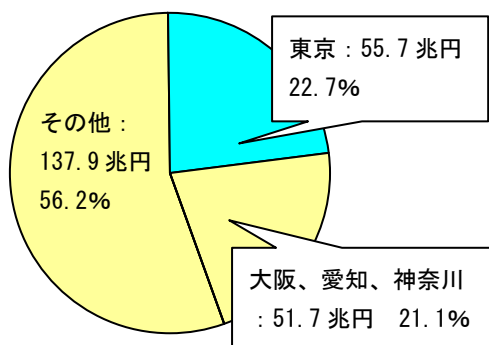


※東京は平成 22 年度、その他は平成 23 年度

※「世界の統計 2013」（総務省）、「平成 22 年度県民経済計算について」（内閣府）より作成

- 日本全体で企業等が生み出す付加価値額の約 2 割が東京から生み出されている。

《付加価値額（平成 24 年）》



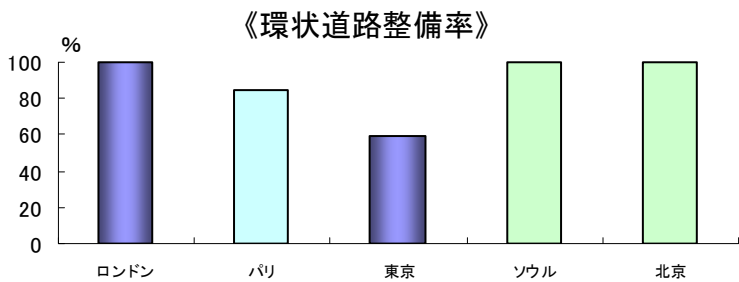
※付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値。営業利益に給与総額と租税公課を足した額を付加価値額という。

(出典) 平成 24 年経済センサス - 活動調査
(総務省・経済産業省)

東京がその活力を高め、日本全体を牽引していくためには、取り組むべき課題が山積している

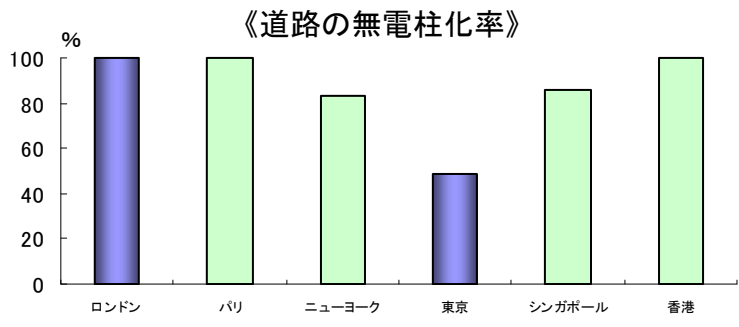
① 都市の活力を高める取組

東京が、激化する国際的な都市間競争を勝ち抜き、グローバル都市としての地位を維持していくためには、東京を住みやすく、働きやすい魅力ある都市にしていかなければならない



○ 交通渋滞の解消、環境改善などの観点から整備が必要

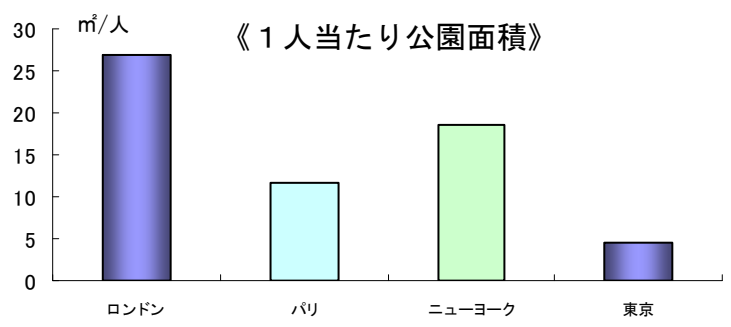
(出典) 国土交通省資料



○ 都市防災機能の強化、良好な都市景観の創出などを図るため整備が必要

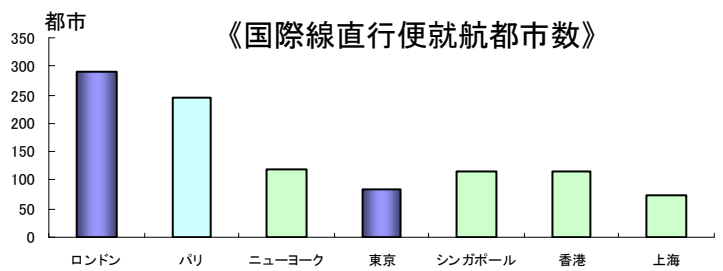
※東京は23区一般道及び都道

(出典) 国土交通省資料



○ 公園緑地は、都市気候の調整など重要な役割を担っており、首都東京を緑あふれた都市にするため整備が必要

(出典) 国土交通省資料



○ 羽田空港の更なる空港容量の拡大・国際線の増枠、横田基地の軍民共有化に向けた取組が必要

(出典) 森記念財団「世界の都市競争力ランキング 2012」より

② 都市の安全・安心を確保する取組

日本の弱みとされる自然災害のリスクに対しても、万全の備えを講じ、首都機能を維持していく取組が必要

- 東京には、政治・行政・経済の中核機能が集中しており、首都直下地震によりこれらの機能が不全に陥れば、日本全体の国民生活や経済活動が麻痺して甚大な損失が生じる。
- 首都直下地震は、間接被害である生産・サービス低下による被害の割合が南海トラフよりも高いのが特徴である。東京の防災力を強化することは、間接被害を減少させ、ひいては地方への経済損失も減らすことになる。

《首都直下地震等による被害想定》

(経済損失)

項目	首都直下地震	南海トラフ
直接被害	66.6 兆円	97.6 兆円
生産・サービス低下	39.0 兆円	30.2 兆円
交通寸断の影響	6.2 兆円	15.7 兆円
合計	111.8 兆円	143.5 兆円

(出典) 首都直下地震：平成 20 年 12 月 中央防災会議資料より

南海トラフ：平成 25 年 3 月 中央防災会議資料より

(帰宅困難者)

東京都市圏内からの訪問者	約 471 万人
東京都市圏外からの訪問者 (海外からの訪問者含む)	約 45 万人
計	約 517 万人

※東京都市圏とは、東京都市圏パーソントリップ調査の対象地域で東京を中心とする半径約 80 キロ圏域

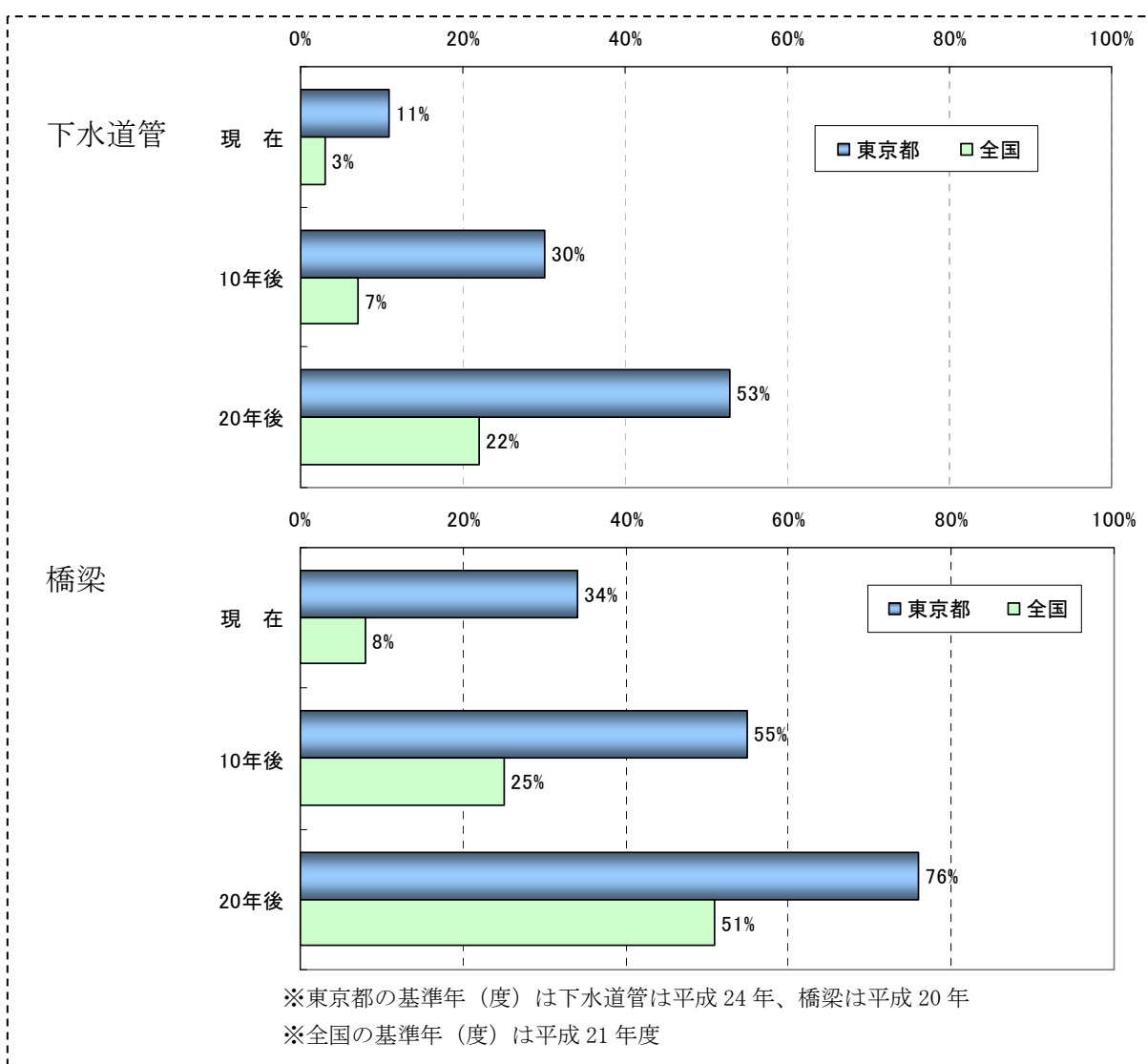
【今後の主な財政需要】

- 木造住宅密集地域対策 約 4,300 億円
- 津波・高潮対策 約 3,400 億円
- 緊急輸送道路等の機能確保 約 500 億円

老朽化したライフラインや都市施設の維持・更新を進めて、都市の防災力を向上し、安全な都市を実現していく取組が必要

- 東京の社会資本の多くは、高度経済成長期に建設されたため、全国よりも早く更新時期を迎える。

《建設後 50 年を経過する社会資本ストックの割合》



【主なインフラの更新費用】

- 下水道管の再構築 約 1 兆 3,000 億円
- 橋梁の更新 約 5,000 億円
- 浄水場の更新 約 1 兆円

東京への投資は、ひとり東京だけが利益を受けるものではなく、
その効果は全国に波及する

東京の道路などの都市インフラ整備による便益は、広く全国に及ぶ

- 首都高都心環状線の走行車両（46万台/日）の約6割が通過交通となっているなど、東京の都市インフラは、都民が利用するだけでなく、国民生活や経済活動を支える交通インフラとして欠かすことができないものとなっている。
- 東京へのインフラ投資の効果は東京のみならず、日本全国に波及するものであり、日本経済の活性化に向け、今後とも着実に進めていく必要がある。

《事業中の主な事業》

東京外かく環状道路の整備

（事業概要）

- ・ 整備区間 関越道～東名高速間（約16km）
- ・ 総事業費 約1.3兆円
（都の負担割合 国の1/4）

（整備により見込まれる効果）

- ① 環境改善効果
二酸化炭素削減（約30万t/年）など
- ② 所要時間短縮
開通前：約60分 ⇒ 開通後：約12分
（東海・東北間等広域の物流のスピードアップ）
- ③ 経済効果
年間約3,000億円
（走行時間短縮・走行経費減少・交通事故減少等）



（出典）国土交通省関東地方整備局ホームページ、
東京都公表資料「外環（東京外かく環状道路）関越道～東名高速間」などより

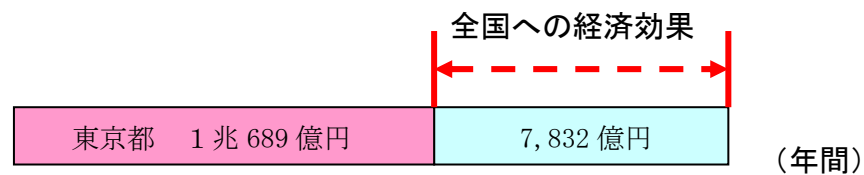
東京への外国人旅行者の増加は、日本全体への旅行者の増加に繋がる

- 観光産業は今後も右肩上がりの成長が見込まれる貴重な産業分野である。東京都は、旅行者の更なる増加をもたらす羽田空港の再拡張・国際化に対し財政負担をするなど、外国人旅行者の誘致に取り組んできた。

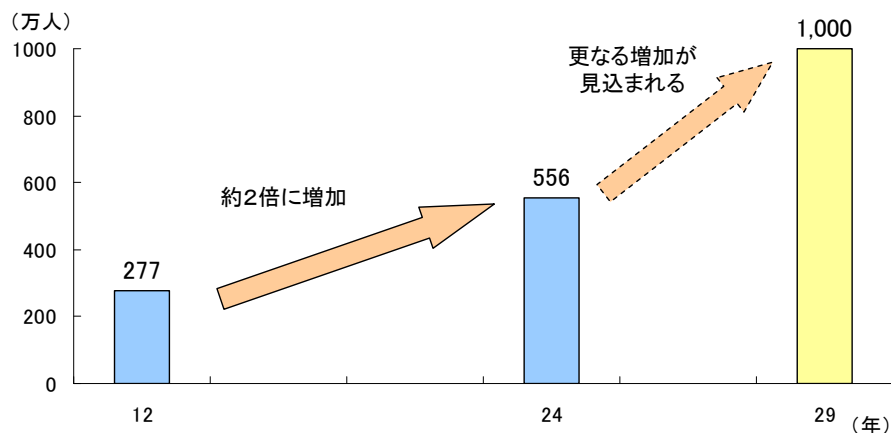
《羽田空港の再拡張・国際化》

- ・ 新たに4本目の滑走路（D滑走路）を整備
⇒ 発着能力を増強するとともに、国際線の発着枠を確保し国際定期便を受入
【発着枠 30.3万回 → 41.0万回（うち国際線6万回）※25年7月現在】
- ・ 総事業費約7,500億円（都は総額約1,085億円の無利子貸付による協力を実施）
- ・ 経済効果（国土交通省試算）

《国際線3万回導入時》



《訪都外国人旅行者数の推移》



(出典) 「平成24年東京都観光客数等実態調査」、「東京都観光産業振興プラン」より

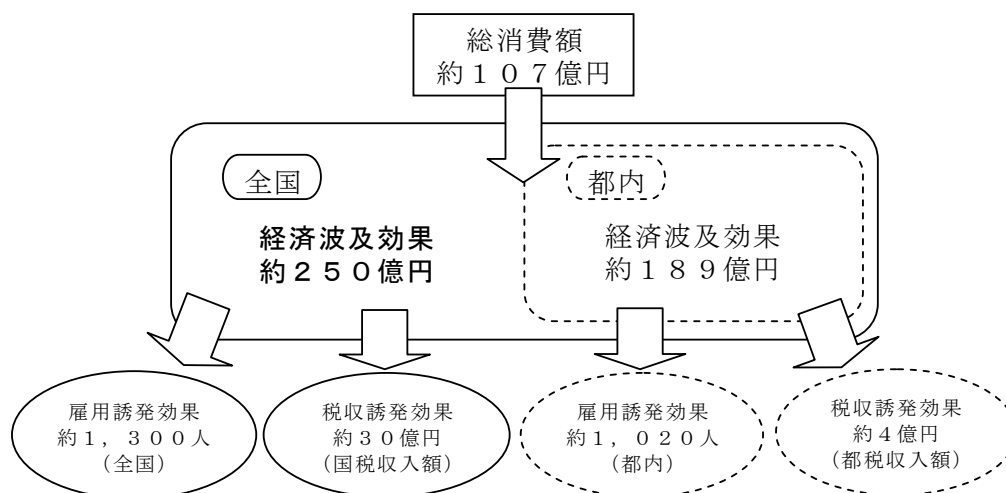
- 東京圏は、外国人旅行者の多くが訪れる重要なエリアであり、旅行者を引き付ける資源が集積している。今後、東京が中心となって、国や他の自治体と連携を図り、新規市場の開拓やビジネス客の誘致などの観光施策を展開し、日本のゲートウェイ（玄関口）として外国人旅行者を誘致していくことが重要である。

MICE誘致は東京だけでなく全国にも経済波及効果を及ぼす

- MICE^(注)には、ビジネス機会やイノベーションの創出、都市の競争力・ブランド力の向上などといった効果に加え、大きな経済波及効果が期待できる。

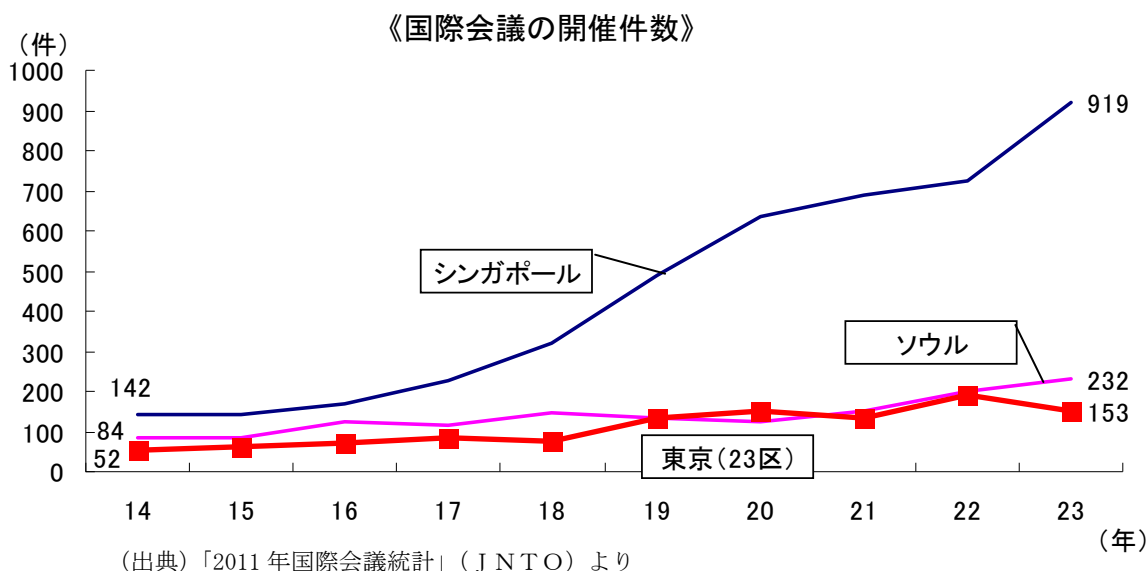
(注) MICEとは、M: Meeting (企業系会議)、I: Incentive (企業の報奨・研修旅行)、C: Convention (国際会議)、E: Exhibition/Event (展示会・見本市、イベント等)を総称した造語である。

《第67回IMF・世界銀行グループ年次総会による経済波及効果(推計)》



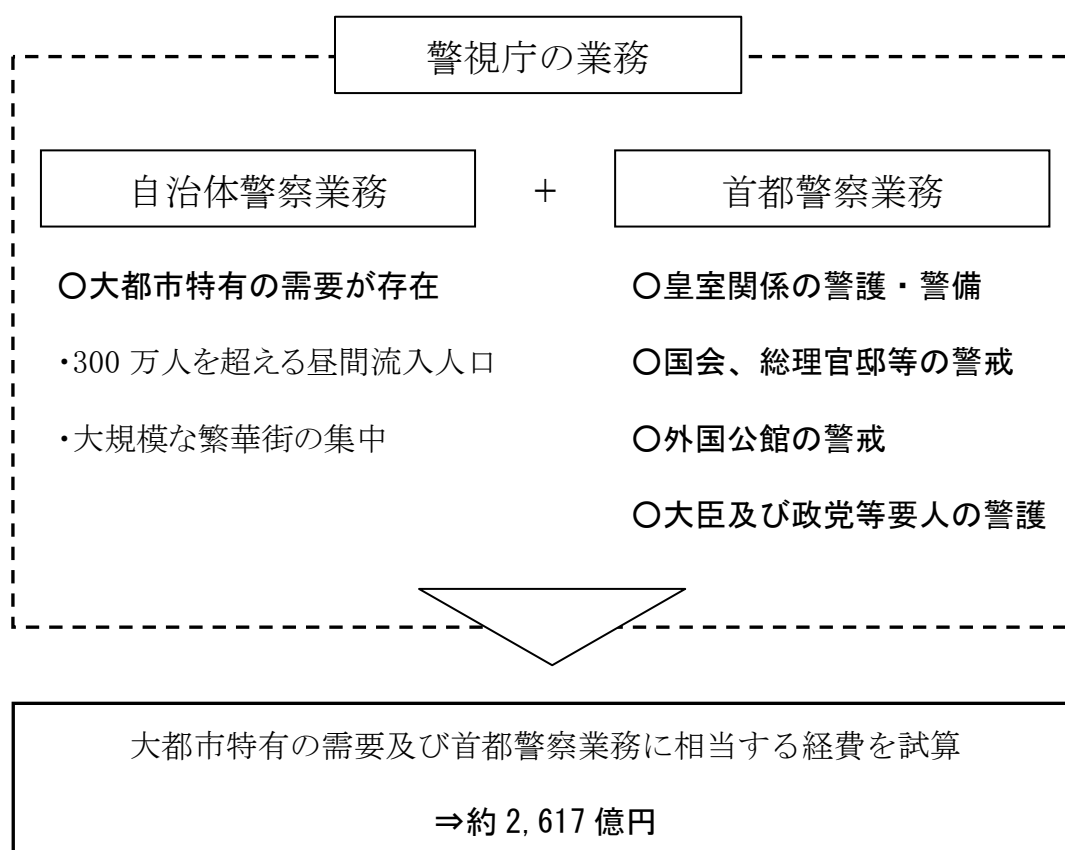
(出典)「第67回国際通貨基金(IMF)・世界銀行グループ年次総会開催時における東京都の取組について」(東京都)より

- 東京における国際会議の件数は増加傾向にあるものの、シンガポールやソウルなど競合都市は強力に誘致を推進しており、東京も誘致策の充実を図る必要がある。



首都の治安を守る警察業務は、日本全体の社会機能の維持にも寄与

- 警視庁は、自治体警察業務に加え、本来国の責務で行われるべきである首都警察業務も担っている。
- こうした取組は、東京に暮らす人々の安全・安心の確保だけでなく、国家の中枢機能、ひいてはわが国の国民生活や経済活動の基盤の維持にも大きく寄与するものである。

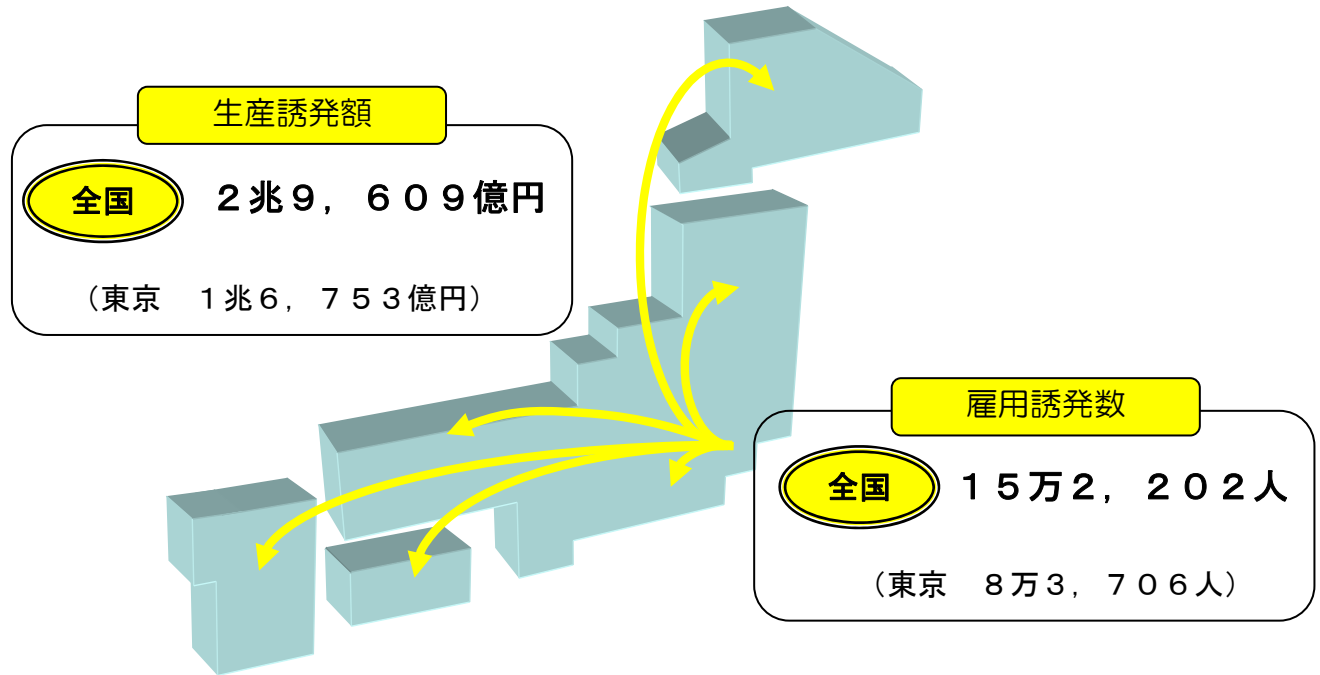


(試算の考え方)

- ・東京都の人口1万人当たりの警察官（政令定数）は、**全国平均の1.77倍**である（東京都 32.3人、全国（東京都除く） 18.3人）。
- ・全国の水準で東京都の警察官を算出すると 24,082人であるのに対し、実際の東京都（警視庁）の政令定数は 42,472人である。
- ・全国水準を上回る 18,390人が、大都市特有の需要及び首都警察業務への対応に必要な人員と考えられる。

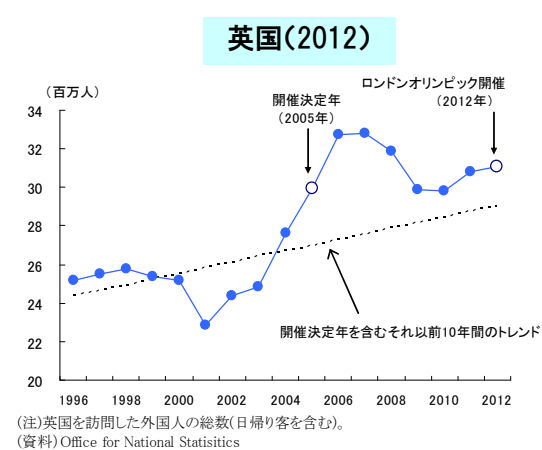
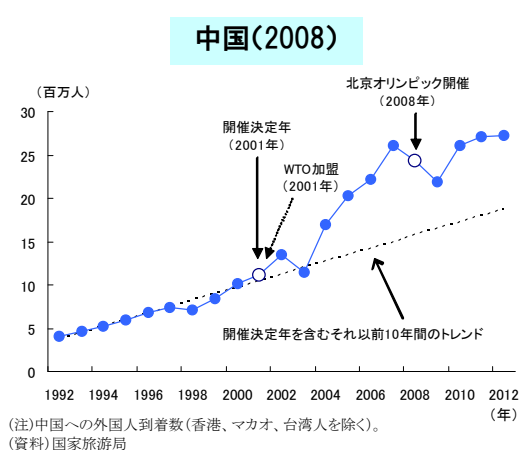
2020年東京オリンピック・パラリンピックは東京、そして、日本の更なる発展の起爆剤となるものである

オリンピック・パラリンピック開催に伴う経済波及効果は広く全国に及び、その規模は約3兆円にも及ぶ



オリンピック・パラリンピック開催決定は長期間にわたり、外国人旅行者数の大幅な増加をもたらすことが期待される

《オリンピック開催国への外国人旅行者数の推移》

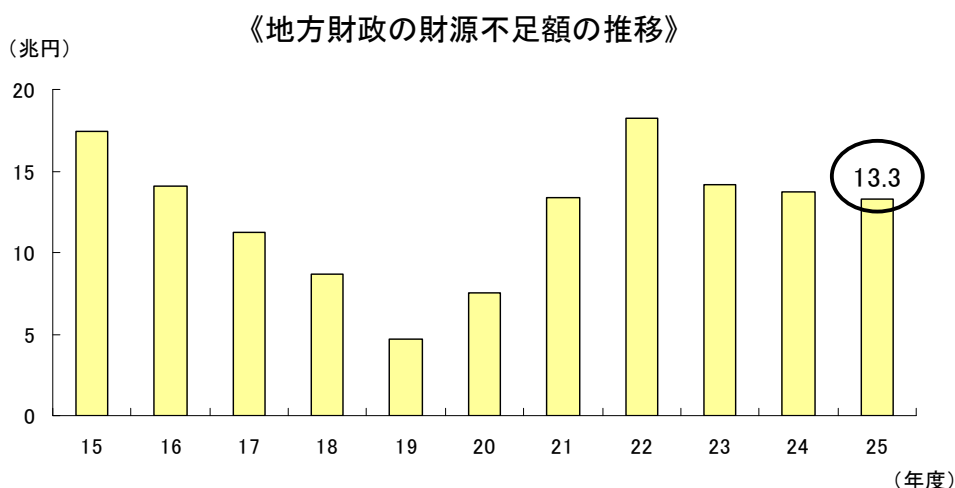


(出典)「【緊急リポート】2020東京オリンピックの経済効果～五輪開催を触媒に成長戦略の推進を～」
(みずほ総合研究所)

4 目指すべき地方税財政制度改革の方向 ～総体としての地方税財源の拡充こそが必要～

地方財政の財源不足は、地方間での財源の水平調整では解消しない

- 地方財政が抱える 13.3 兆円という巨額の財源不足の問題は、都市の財源を狙い撃ちした財政調整によって解決することは困難である。
- 都市と地方が限られた財源を取り合うという対時的な発想ではなく、より多くの付加価値をより効率的に生み出すための戦略的な投資によって日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させていくという視点が大切である。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを推進力としながら、東京が日本経済の成長を牽引し、その効果を全国に波及させていくことが重要である。



地方の真の自立には、自主財源である地方税の拡充が必要である

- 地方が自らの財源と責任に基づいて地域の活性化に取り組んでいくためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小と併せて、国と地方の税財政制度の見直しを行う必要がある。
- その際には、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権、地方税の応益原則、税源涵養インセンティブを踏まえつつ、地方分権改革推進委員会「第4次勧告」にもあるように、総体としての地方税源の拡充を目指していくべきである。

- また、法人事業税については、中小法人の負担に引き続き配慮しつつ、税収の安定化等に効果のある付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、応益性としての性格を明確にしていくべきである。

必要かつ十分な地方交付税の総額の確保が必要である

- 同時に、地域の実態を踏まえ、適正な財政需要に基づく、**必要かつ十分な地方交付税総額を確保**し、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を適切に発揮させることが必要である。

《地方分権改革推進委員会（第4次勧告）（平成21年11月9日） 抜粋》

地方税の充実と望ましい地方税体系の構築

第一に、地方税を充実することによって、地方財源に占める地方税の割合が高まり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を行うための基盤が形成される。そのためには、**国と地方の歳出比率が4：6であるのに対し、税源配分が6：4であることや、国と地方が対等・協力の関係にあることを考慮し、国と地方の税源配分を5：5とすることを今後の改革の当初目標とすることが適当である。**

第二に、地方税の体系を、税源の偏在性が少なく、税収安定的な構造になるようにすることは、地域の財政力格差を是正するうえでも重要な課題である。様々な税目について検討が必要となるが、地方消費税の充実を中心とすべきである。

平成 25 年 11 月 発行

登録番号 (24) 26

「都市と地方の財政力格差是正論」への反論

編集・発行 東京都財務局主計部財政課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5388) 2669

印 刷 株式会社 中 央 謄 写 堂



TOKYO ● 2020



東京都